

令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員
(部活動指導員) 募集案内

登録制

1 募集人数、職務内容および勤務場所

職務内容	中学校の部活動の指導にかかる以下の職務 (1) 実技指導 (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 (3) 学校外での活動の引率(単独引率可) (4) 用具・施設の点検・管理 (5) 部活動の管理運営(会計管理) (6) 顧問会議への出席 (7) 保護者等への連絡および部活動保護者会の運営 (8) 年間・月間指導計画の作成 (9) 生徒指導に係る対応 (10) 事故が発生した場合の対応 (11) 校内部活動調整担当との連携 (12) 教育委員会および学校が行う研修会への参加
	勤務場所 練馬区立中学校
特に以下の部活動を募集しています。	
募集校 および 部活	豊玉中学校 サッカー部
	中村中学校 卓球部
	開進第一中学校 女子バスケットボール部
	開進第二中学校 バドミントン部
	開進第四中学校 女子バレー部
	練馬東中学校 男女バドミントン部、女子バレー部
	田柄中学校 硬式テニス部、バスケットボール部のうち1部活
	豊溪中学校 ソフトテニス部、吹奏楽部
	光が丘第一中学校 バレーボール部
	光が丘第二中学校 バレーボール部
	光が丘第三中学校 陸上競技
	石神井東中学校 サッカー部
	石神井西中学校 バドミントン部
	石神井南中学校 男女バスケットボール部
	上石神井中学校 男子バスケットボール部
	谷原中学校 サッカー部、バスケットボール部、卓球部のうち2部活
	三原台中学校 男女バドミントン部、ソフトテニス部のうち1部活
	大泉中学校 女子ソフトボール部、陸上部のうち1部活
	大泉第二中学校 バスケットボール部、バレーボール部のうち1部活
	大泉西中学校 バスケットボール部、バドミントン部、卓球のうち2部活
	大泉北中学校 男女バドミントン部
	大泉学園中学校 女子バレー部、バスケットボール部
	八坂中学校 男女バドミントン部

2 応募資格

つぎのいずれかの要件を満たす方

- (1) 教員として学校での部活動の指導経験がある方
- (2) 中学校、高等学校等で外部指導員の経験がある方
- (3) 大学、スポーツクラブ等でのコーチ経験がある方
- (4) 教員免許状を有する教員志望者
- (5) 上記(1)～(4)と同等の知識・経験を有する方

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で、必要に応じて任用します。

※ 選考の上、再度の任用を行うことがあります。

4 勤務条件

報酬額	時間額1,872円（地域手当相当額を含みます。令和7年12月8日現在。） ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額を区の算定基準に応じて支給します。 (1か月の上限額 55,000円) ※ この他に、任用が6か月以上の場合は、期末手当および勤勉手当の支給があります。
勤務時数	週原則16時間以内（年間640時間以内） ※ 大会前等は、年間の上限を超えない範囲で週24時間以内となります。
勤務時間	月～金曜日 午後3時～午後7時の間の3時間程度 土・日曜日 午前7時～午後7時の間の4時間程度
時間外労働	原則なし ※大会等への参加のため生徒を引率する場合には、超過勤務をする可能性があります。
加入保険	社会保険等への加入はありません。
年次有給休暇	1年目の付与日数は7日間(任用月数によって変動します。)
その他	練馬区立中学校は敷地内禁煙

5 申込み・選考の流れ

【登録】

- ① 選考フォーム(URL: <https://logoform.jp/f/hrrKu>)から、お申し込みください。右記のQRコードからもお申し込みいただけます。
申込期限は令和8年12月15日までです。

QRコード(インターネット)



【選考】

- ① 中学校で部活動指導員が必要になった場合に、登録者の中から選考し、面接選考の連絡をさせていただきます。
面接選考の連絡は、区の担当部署からメールまたは電話で連絡します。
↓
- ② 初めて部活動指導員の面接をする方には、メールで適性検査のご案内を送付します。インターネット上で受検してください。
↓
- ③ 面接選考は、区と学校で2回行います。（学校面接は区面接に合格した場合にのみ行います。）
↓
- ④ 面接選考の結果は、採用月の前月下旬までに郵送いたします。

6 欠格事項

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

7 その他

- (1) 選考申込書に記載していただいた個人情報は、採用選考時の判断および合否の連絡ならびに採用後の人事・労務業務のみに使用します。また、提出された資格・免許等の写しは返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本事業に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当区の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。また、同様に面接時に確認することがあります。

8 申込先・問合せ先

練馬区教育委員会事務局 教育指導課 サポート人材推進係

〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎12階

電話：03-5984-1312

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第2条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- (1) 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- (2) 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- (3) 児童福祉法第六十条第一項の罪
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- (5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- (6) 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの